

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2024 年 4 月 11 日

## インボイス制度 Q&A（令和 6 年 4 月改訂）の概要

### Executive Summary

令和 6 年 4 月 8 日に国税庁軽減税率・インボイス制度対応室より「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)」（以下「インボイス制度 Q&A」、国税庁ウェブサイト）の令和 6 年 4 月改訂版が公表された。本ニュースレターでは、その改訂内容について概説する。

[お問い合わせの多いご質問](#)（国税庁ウェブサイト、PDF）で既に公開されている 26 問は、インボイス QA の枝問もしくは改訂によりすべて追加されており、インボイス制度 Q&A 全体として 130 問の構成となった。

新設設問、その他改訂内容、差替えられた設問の概要は、下記のとおりである。なお、詳細な内容については、公開されている最新のインボイス制度 Q&A をご参照いただきたい。

QA 番号	更新情報	項目	改定内容の概要	お問い合わせの多いご質問
4	改訂	登録申請から登録通知までの期間及び自らの登録番号の確認方法	自身の登録番号がわからなくなった場合の対応方法の追記	問①
8	改訂	年の中途から登録を受けた場合における消費税の確定申告が必要となる期間（個人事業者の場合）	年の中途から登録を受けた場合における消費税の確定申告が必要となる期間について、インボイス制度施行日（令和 5 年 10 月 1 日）に登録した説明から、令和 X 年 7 月 1 日に登録した場合の説明に変更	
8-2	追加	課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高	課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高の計算方法について計算例を示し説明を追加	問②
9	改訂	簡易課税制度を選択する場合の手続等	※以下に、2 割特例を適用した課税期間の翌課税期間に簡易課税制度を適用する場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」提出期限についての説明を追加	

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問 い合 わせ の多 いご 質 問
13	改訂	登録の取りやめ	免税事業者が登録に係る経過措置により令和5年10月1日を含む課税期間以外の課税期間に合格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、合格請求書発行事業者の登録を取りやめたとしても、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について免税事業者となることはできない旨を追記	
21-2	追加	合格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合	合格請求書発行事業者公表サイトの検索の結果表示された事業者名と、レシートに表記された屋号が異なる場合であっても、登録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な合格請求書等として取り扱うこととして差し支えない旨説明	問②
24-2	追加	合格簡易請求書を交付することができる事業の具体例	合格簡易請求書を交付することができる事業の具体例として、その取引に当たり、相手方の氏名等を確認するものであったとしても、相手方を問わず広く一般を対象に資産の譲渡等を行うホテル・旅館等の宿泊サービスや航空サービス、レンタカー事業、及び相手方を一意に特定したうえで開催されるものではなく、対象者も多数に上るセミナーも含まれる旨明記	問⑭
24-3	追加	消費者に限定した取引についての合格請求書の交付義務	利用規約においてその対象を消費者に限定したとしても、実際に当該サービスを利用した課税事業者から合格請求書の交付を求められた場合には、利用規約等にかかわらず、消費税法上、交付義務が生じる旨明記	問⑳
25	改訂	合格請求書の様式	合格請求書はその記載事項を満たす限り、様式や名称を問わないため、通常、代金の支払いを受ける際に合格請求書の記載事項を満たした領収書等を交付することとしている事業形態であっても、それとは別に合格請求書の記載事項を満たした「領収書」以外の書類（例えば、請求書や納品書、明細書など）を交付するといった対応も考えられる旨追記	
26	改訂	手書きの領収書	手書きの領収書による合格簡易請求書の交付については、問58-2《手書きの領収書による合格簡易請求書の交付》を参照と追記	
26-2	追加	免税事業者の交付する請求書等	合格請求書発行事業者以外の者が、合格請求書と誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することは罰則の適用対象となるが、当該事業者が請求書等に消費税相当額を記載したとしても、それが合格請求書等と誤認されるおそれのあるもの（例えば、登録番号（T+13桁の数字）と類似した英数字や、自身のものではない登録番号を、自らの「登録番号」として記載した書類など）でなければ、基本的に罰則の適用対象となるものではない旨明記 また、免税事業者であっても、仕入れの際に負担した消費税相当額を取引価格に上乗せして請求することは適正な転嫁として、何ら問題はないとの説明を記載 いわゆる免税事業者等から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用を受けるために、免税事業者等であっても取引の相手	問④

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問 い合 わせ の多 いご 質 問
			方から区分記載請求書の作成・交付を求められることも考えられるが、保存されている書類が消費税法上の適格請求書か区分記載請求書であるかは、所得税・法人税の必要経費性・損金性に影響を与えるものではないことを明記	
27	改訂	適格返還請求書の交付義務	適格請求書発行事業者の登録を受ける前に行った課税資産の譲渡等について、登録を受けた以後に売上げに係る対価の返還等を行う場合には、適格返還請求書の交付義務がないことを追記	
29	改訂	売手が負担する振込手数料相当額	振込手数料等の適格請求書の保存方法について、問 103-2《金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法》を参照と追記	
30	改訂	売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理の変更	振込手数料相当額を売上げに係る対価の返還等として処理する場合、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要があるものの、一般的に振込手数料相当額は1万円未満となると考えられることから、その場合は適格返還請求書の交付義務が免除される旨の説明を追記	問⑧
37	改訂	小売店を経営する新設法人における登録の通知を受けるまでの間の適格簡易請求書の交付方法	例示の「令和6年」を、「令和■年」へ変更	
45	改訂	卸売市場を通じた委託販売	(参考)として農林水産省ホームページ「適格請求書等保存方式(インボイス制度)における卸売市場特例の対象となる卸売市場について」を参照と追記	
49-2	追加	適格請求書を再交付する場合	媒介者交付特例により媒介者等が適格請求書を交付することとしているものの、顧客から委託者(売手)に適格請求書を交付するよう求められた場合、改めて委託者が適格請求書を交付することについて、消費税法上妨げられるものではないことから適格請求書の交付が可能であるものの、委託者が交付しようとする適格請求書に記載すべき課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額は、委託者である売手の認識している金額によることとなる	問⑩
54	改訂	適格請求書に記載が必要な事項	(参考)として国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の「インボイス記載事項チェックシート」及び「マンガでわかるインボイス記載事項」の案内を追記	
57	改訂	適格請求書に記載する消費税額等の端数処理	(参考)に1枚の書類に複数の適格請求書を合わせて記載する場合の記載例として、①自社の売上と媒介者交付特例により他人の売上を合わせて一の適格請求書に記載するパターン、②自社の売上と代理交付による他人の売上を合わせて一の適格請求書に記載するパターン、③複数社の支払先に係る立替金精算書の記載パターンについての説明を追加	

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問 い合 わせ の多 いご 質 問
58-2	追加	手書きの領収書による適格簡易請求書の交付	手書きで適格簡易請求書を交付する場合の事例を追加、また課税対象外取引（入湯税等）があった場合の記載例について追加	問③
59	改訂	税抜価額と税込価額が混在する場合	【たばこ税抜価額の商品が混在する場合の適格簡易請求書の記載例】に ②税抜価額で統一しない方法の記載例を追加	
66	追加	複数の契約に係る適格請求書の交付の可否	事業所ごとに締結した契約に基づき課税資産の譲渡等を行っているとしても、その課税資産の譲渡等に係る対価の額を請求書内で合計し、適格請求書の記載事項（課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額）とすることは問題ない旨明記 ※旧 QA66「複数の取引をまとめた請求書の交付」は本 QA に差替えられている	問⑨
77-2	追加	月の途中で適格請求書発行事業者となった場合の適格請求書等の交付方法	月の途中で適格請求書発行事業者となった場合の適格請求書等の交付方法として、1. 資産の貸付けに係る使用料等を登録日以後に受領する場合、及び登録日前に前受けする場合、2. 棚卸資産の譲渡の場合、3. 役務の提供の場合、の各々のケースに係る取扱いを説明	問⑫
81	改訂	適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法	適格請求書に係る電磁的記録を交付し電磁的記録をそのまま保存する場合に、タイムスタンプ付与による措置を取る場合、電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件廃止を反映 検索機能の確保に係る令和 5 年度税制改正による要件緩和につき、改訂前は当該改正前後の取扱いが記載されていたが、改訂後は改正後の記載のみとなった	
85	改訂	提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存	改訂前に（注）として記載していた令和 5 年度の税制改正に関する情報を削除 電帳法上の保存方法等について、問 102-2《適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法》を参考として追記	
86	改訂	仕入明細書の相手方への確認	仕入明細書等の確認があったものとするための「一定期間」について、具体的な日数等を表示することまで求めるものではないが、業務の内容や取引先との関係を踏まえて、認識を合わせておくことが求められる旨追記	
92	改訂	交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応	受領した適格請求書の記載事項を買手が自ら修正することは原則として認められないものの、自ら修正するのみではなく、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であると同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えない旨、当該対応を行った場合でも売手において当初交付した適格請求書の写しの保存が必要であり、売手において売上税額の積上計算を採用する場合にはこれらの対応により確認を行った仕入明細書等を適格請求書の写しと同様の期間・方法により保存する必要がある旨追記	問⑥

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問 い合 わせ の多 いご 質 問
94	改訂	立替金	<p>「立替金精算の記載イメージ」の追加</p> <p>(参考2) に最終負担者が立替払を行ったもの宛の適格請求書等入手した上で立替の最終負担者が明細書等を作成し、立替払を行った者の確認を受けることで、当該明細書及び立替払を行った者宛の適格請求書等の保存をもって仕入税額控除が認められる旨、またこのときに立替払を受けるものが複数いる場合には明細書のみの保存で仕入税額控除が認められる旨、さらには立替払いを行ったもの宛の請求書について、宛名部分等を修正しその修正事項について立替払いを行ったものの確認を受けることで、当該書類は適格請求書と同時に仕入明細書等にも該当するため、当該書類を保存することで仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えないことが明記</p> <p>(参考3) に国税庁ホームページの案内が追加</p>	
94-2	追加	従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除	宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書は、当該従業員が仕入税額控除を行う事業者に所属していることが明らかとなる名簿等を併せて保存することにより、仕入税額控除を行うこととして差し支えない旨明記	問⑩
94-3	追加	セミナー参加費に係る適格請求書の交付方法	協会が、会員向けにセミナーを開催し、講師への講演料はまとめて当協会が支払い会員から参加費を徴収する場合、当該セミナー参加費が協会の課税売上となる場合と、預かり金として処理される場合のセミナー参加費に係る適格請求書の交付方法の説明事例が追加 また、預り金処理の場合の「立替金精算書の記載イメージ」が明示され、媒介者交付特例による対応も可能である旨も明記	問⑪
94-4	追加	社員食堂での会社負担に係る仕入税額控除	事業者が他の事業者が経営する食堂を社員食堂として従業員に利用させる場合、給与として課税されるかどうかにかかわらず、その事業者の他の事業者への支払金額は課税仕入れに該当し、当該他の事業者から受領した適格請求書及び一定の記載をした帳簿の保存により仕入税額控除を行うことが可能である旨明記、一方で、従業員から一部の代金を徴収し、預り金として処理している場合には、事業者が実際に負担した部分の金額のみが課税仕入れの対象となり、仕入税額控除の計算方法に積み上げ計算を行う場合の計算例について明記	問⑫
102	改訂	提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法	<p>交付を受けた適格請求書の電磁的記録をそのまま保存する場合、タイムスタンプ付与による措置を取る場合、電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件廃止を反映</p> <p>検索機能の確保について、令和5年度税制改正による要件緩和の対象会社の範囲拡大につき、改訂前は当該改正前後の取扱いが記載されていたが、改訂後は令和5年度税制改正後の記載のみとなった電帳法上の保存方法等について、問102-2《適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法》を参考として追記</p>	

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問い 合わせ の多いご 質問
102-2	追加	適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法	適格請求書の記載事項について取引先が指定したホームページ上の「マイページ」等にログインすることで、一定の要件を満たした形で適格請求書に係る電磁的記録の確認が随時可能な状態である場合には、必ずしも当該電磁的記録をダウンロードせずとも、その保存があるものとして、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えない旨明記 ここで検索機能の確保については、必ずしも適格請求書そのものに係る電磁的記録でなくてもよく、当該取引に係る金額や取引年月日等の情報が判別できる資料でも差し支えない旨明記	問⑱
103	改訂	高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法	(注) 2 に、ETC 利用照会サービスにおいてダウンロードできる期間 (15 カ月間) に、繰り返し、同じ高速道路会社等の道路を利用しているような場合は、いつでも利用証明書をダウンロードできる状態にあるため、結果として、利用証明書のダウンロードは不要となり、クレジットカード利用明細書の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることが可能である旨明記、なお、ダウンロードできる期間を超えて利用間隔に開きがある高速道路会社等の道路については、利用証明書のダウンロードが必要になる旨明記、(注) 4 にインボイス制度特設サイトの案内を明記	
103-2	追加	金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法	金融機関における入出金や振込みが多頻度にわたるなどの事情により、全ての入出金手数料及び振込手数料に係る適格簡易請求書の保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等 (個々の課税資産の譲渡等 (入出金サービス・振込サービス) に係る取引年月日や対価の額が判明するものに限る) と、その金融機関における任意の一取引 (一の入出金又は振込み) に係る適格簡易請求書を併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えない旨明記	問㉓
103-3	追加	電気通信利用役務の提供と適格請求書の保存	国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、リバースチャージ方式が適用される「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、適用要件として適格請求書の保存は必要なく、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能である旨明記 一方でいわゆる「消費者向け電気通信利用役務の提供」について仕入税額控除の適用を受けるためには、売手である国外事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要であり、仮に適格請求書の保存がない場合にはいわゆる免税事業者等から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用が認められないものの、一定規模以下の事業者による 1 万円未満の課税仕入れの仕入税額控除に係る経過措置の適用は可能である旨明記	問㉔
106	改訂	古物商等の古物の買取り等	令和 6 年度税制改正により、輸出物品販売場 (いわゆる免税店) で消費税が免除された物品 (免税購入品) であることを知りながら行った課税仕入れについては、古物商等特例の適用の有無にかかわらず、仕入税額控除制度の適用を受けることができない旨明記	

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問 い合 わせ の多 いご 質 問
106-2	追加	返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用	返信用封筒に貼付された郵便切手類（自らが購入した郵便切手類）により返送を受けるのであれば、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスを受けたものとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うこととして差し支えなく、この場合、当該郵便切手類の購入時に仕入税額控除を行うことも可能であり、その後、返送を受けないことが明らかとなった際には、その明らかとなった課税期間において、仕入控除税額を調整することとして差し支えない旨明記	問⑩
107-2	追加	実費精算の出張旅費等	出張旅費等を社員に対して支給する場合、概算払によるもののほか、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができる旨明記、また実費精算が用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲が否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うことができる旨明記	問⑪
107-3	追加	派遣社員等や内定者等へ支払った出張旅費等の仕入税額控除	派遣社員や出向社員に対して支払われる出張旅費等については、派遣元企業等に支払う場合には派遣元企業等から受領した適格請求書の保存が必要となり、派遣元企業等を通じて派遣社員等に支払う場合には出張旅費特例の対象として差し支えない旨明記 内定者や採用面接者に対して支払われる交通費等の取扱いについて当該支給対象者等との間に労働契約が成立していれば出張旅費特例の対象として差し支えない旨明記、 海外出張のために支給する出張旅費等については、原則として課税仕入れには該当しない旨明記	問⑮
108-2	追加	クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用	受領したクレジットカード利用明細書及びタクシー事業者のホームページやクレジットカード会社のホームページ等に掲載される利用可能タクシー一覧に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えない旨が明記	問⑳
110	改訂	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引において、帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な課税仕入れに入場券回収特例及び自販機特例（いずれも3万円未満のものに限る）が適用される旨を追記	
110-2	追加	自動販売機特例又は回収特例における3万円未満の判定単位	自販機特例又は回収特例における3万円未満の判定単位について、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定する旨例示とともに明記、また帳簿の記載イメージを明記	

QA 番号	更新 情報	項目	改定内容の概要	お問い 合わせ の多いご 質問
113	改訂	免税事業者等からの仕入れに係る経過措置	(注)として、令和6年度税制改正により、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から一の免税事業者等から行う当該経過措置の対象となる課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で税込み10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置は適用できないこととする見直しが行われた旨明記 免税事業者等から受領した請求書等の内容について、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められる点につき、「区分記載請求書等の記載例」を追記	問⑤
113-2	追加	適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等	当該経過措置の適用は、取引の相手方が適格請求書発行事業者以外の者である場合に限らないため、例えば適格請求書発行事業者から交付を受けた登録番号のない請求書等を含め、区分記載請求書等の記載事項を満たしたものの保存がある場合には、一律に、当該経過措置の適用を受けることとなる旨明記	問⑦
114	改訂	小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）	体裁の変更のみ	
115	改訂	2割特例の適用ができない課税期間①	2割特例の適用ができない課税期間として、下記が追記 ・課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者が令和6年10月1日以後に開始する課税期間 ・一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間	
116-2	追加	消費税課税事業者選択届出書を提出しても2割特例の適用ができる場合	消費税課税事業者選択届出書を提出しても2割特例の適用ができる場合について説明	問⑯
117-2	追加	2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が納付税額が少なくなる場合	2割特例よりも簡易課税制度を適用した方が消費税の納付金額が少なくなる場合、簡易課税の適用を受けるための届出期限等について説明	問⑬

(東京事務所 瀬瀬明美 佐川美幸 大友和佳子)

【参考ウェブサイト】

[消費税インボイス制度導入支援サービス | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

【参考ニュースレター】

[【速報】令和 6 年度税制改正大綱の詳解](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 12 月 22 日号

[令和 6 年度税制改正大綱 消費税プラットフォーム課税の導入](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 12 月 19 日号

[令和 6 年度税制改正大綱ダイジェスト](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 12 月 15 日号

[国税庁 インボイス制度 多く寄せられるご質問（令和 5 年 11 月 13 日更新）の公表について](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 12 月 1 日号

[インボイス制度 Q&A（令和 5 年 10 月改訂）の概要](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 10 月 5 日号

[消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A の改訂（令和 5 年 4 月）の概要](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 5 月 1 日号

[【速報】令和 5 年度税制改正大綱の詳解](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 23 日号

[令和 5 年度税制改正大綱ダイジェスト](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 19 日号

[消費税インボイス制度とペーパーレス化の最新情報～令和 4 年度税制改正を踏まえて～](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 11 月 30 日号

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ 税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 6 年度 税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301